

神奈川県警察技能指導官等に関する要綱の制定について

(平成29年3月22日例規第17号／神教発第169号)

この例規通達は、実務経験が豊富な警察職員の卓越した技能及び知識を活用し、他の警察職員の職務執行の能力向上に資するため、技能指導官及びプロフェッショナルリーダーの運用等に関して必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 職務として、研修及び講習等の場における教養並びに専門的技能等に係る職務を遂行しながら行う指導及び教養
- 要件として、技能指導官は年齢が45歳以上であり、専門的技能等に係る実務経験が通算して15年以上であること。

また、プロフェッショナルリーダーは年齢が40歳以上であり、専門的技能等に係る実務経験が通算して10年以上であること。

等である。